

新春のふあつわり

すべての労働者の適正な労働環境の確保、整備に努める

愛知労働局長

藤澤勝博



平成28年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

年の初めに当たり、改めて皆様の日頃からの愛知労働局の行政運営に対するご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、愛知の雇用労働の状況と今年1年の所信の一端を

述べさせていただきます。昨年は、10月に12年ぶりとなる全国産業安全衛生大会が、愛知において開催されました。県内外から1万2000人を超える多くの方が参加され、安全衛生に関する様々な取組みや情報が紹介されるとともに、安全衛生に関わる皆さんの交流が図られ、関係者の皆様のご尽力により成功裏に終わりました。

また、国産小型ジェット旅客機の実用化に向けた初飛行、名古屋駅前開

発による高層ビルの完成、近隣である伊勢志摩サミットの開催決定など、この地域に注目が集まるニュースもありました。今年2月には、新東名高速道路の豊田東JCTから浜松いなさJCT間の開通も予定されています。こうしたニュースと相まって、愛知の有効求人倍率は1・55倍、新規求人倍率も2・29倍と高い水準（平成27年10月現在）となっております。今後中国経済やアジア新興諸国の動向等への注視が必



要ですが、愛知の雇用状況は緩やかな改善が続いているところでもあります。こうした中でも、本年、更に愛知労働局として取組みを強化していかなければならない課題があります。まず、1点目としては、非正規雇用労働者対策です。非正規雇用労働者については、正社員に比べ収入が低く、雇用が不安定な上、能力開発の機会が乏しいなどの問題を抱えており、未婚率も高く、少子化にもつながる重要な問題であると考えています。非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を進めるため、10月に局内に「愛知正社員転換・待遇改善実現本部」を設置し、12月には

反を繰り返す等、悪質な事例に対しては、厳正に対処してまいります。

3点目としては、女性の活躍推進です。女性の就労状況についても、愛知は全国に比べ、子育て期の女性の就業率が低く、女性管理職の割合が低い状況にあります。こうした状況の中、自らの意思によって職業生活を営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっております。昨年8月に成立し

た「女性活躍推進法」は、そういった課題に対応するため301名以上の規模の民間企業に対し、「一般事業主行動計画」の策定等を求めるもので

す。本年4月の全面施行に向け愛知県をはじめ関係機関と連携し周知に取組んでまいります。

これら以外の課題としても、建設、医療、介護、保育など人手不足の課題が見られる分野では、業界団体のみならず、建設業では発注行政機関等、

医療、介護分野においては愛知県とも連携を強化し、雇用管理改善を人材確保に結び付けるような取組みを進めます。

障害者雇用についても、愛知県と連携し、法定雇用率未達成の企業の訪問指導を進めるとともに、事業主に「障害者に対する差別の禁止」「合理的配慮の提供」をもとめる改正障害者雇用促進法の周知を図り、障害者雇用の改善に取り組みます。昨年12月に施行された

「ストレスチェック制度」は、企業の皆様の関心が高く、制度の理解に向けた周知を図ってまいります。更に、昨年9月に成立した法令として、若者雇用促進法、改正労働者派遣法などもあり、円滑な運用に向けて更なる周知を図ってまいります。

愛知労働局は、引き続きすべての労働者の適正な労働環境を確保するとともに、若者、女性、高齢者、障害を持つ方など

が、希望する働き方を選択し、能力が発揮できる環境の整備に努めていきます。更に関係機関・団体等と連携し、地域の実情を踏まえた労働行政の推進に全力を注いでいきます。

本年の皆様のご多幸とご健勝を心より祈念いたしました。年頭のご挨拶といたします。

労働者の安全と健康の確保対策を推進



新年明けましておめで

愛知労働局労働基準部長

とunggざいます。

旧年中は、愛知労働局の行政運営について、格段のご理解と、ご協力を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。

特に昨年10月に開催された全国産業安全衛生大

鈴木 木 伸 宏

会について、貴協会にお

かれては大会の運営に積極的に協力されたとお聞きしています。大会では多くの参加者を得ることができ、県内の労働安全衛生水準の向上に大きく寄与する結果となったと

考えます。役員の方々ははじめ運営に直接ご尽力いただいた皆様、さらには大会開催の趣旨に賛同し、ご参加いただいた会員企業の皆様にも深く敬意を表します。

さて、愛知労働局における労働基準行政は、平成27年度の行政運営方針で示したとおり、「安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備」を最重点として取り組んでまいりました。一

定の前進は見られるものの、まだまだ課題は山積しており、本年も引き続き皆様のご理解、ご協力を賜りたいと考えています。

過重労働による健康障害防止のための取組については、昨年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015―未来への投資・生産性革命―」において、働き過ぎ防止のための取組強化として「企業等におけ



る長時間労働が是正されるよう、監督指導体制の充実強化を行い、月100時間を超える時間外労働を把握したすべての事業場等に対する監督指導を徹底することが盛り込まれました。同年7月24日には、一昨年成立した過労死等防止対策推進法に基づき、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、国が取り組む重点事項等が示されたところで、政府方針や同法の趣旨も踏まえ、引き続き、長時間労働の削減、労働時間の設定改善等による過重労働の防止対策、基本的な労働条件の確保等についてしっかりと取り組んでいかなければならないと考えます。

労働災害防止に関して申し上げれば、本年度は「論理的な安全衛生管理」の考え方のもと、より効果的な労働災害防止対策を講じていただくための方策について広く情

報提供するとともに、災害発生事業場に対する再発防止指導等を展開してきました。災害が増加する業種や、転倒災害など事故の型についてはこれらの内容に特化した対策も、適時講じてきました。貴協会をはじめ関係団体の皆様のご協力もあつて、25年、26年と2年続けて増加した死亡災害の件数は減少する見込みで、休業4日以上死傷災害の件数も前年より減少する見込みとなっています。しかしながら、12次労働災害防止推進計画の目標達成にはまだ遠く、引き続き、積極的に施策を展開していく必要があると考えています。

また、メンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みとして、昨年12月から50名以上の事業場に義務付けられたストレスチェック制度については、制度の趣旨や導入方法がまだ十分に理解されていない状況も見ら

れます。新たな制度が適切に運用されるよう、しっかりと説明していく必要があります。

6月から義務付けられる化学物質のリスクアセスメントの実施については、全事業場が対象とされ、業種や事業規模にかかわらず適用されることとなります。化学物質の危険性・有害性を認識して適切に管理して使用するという基本的な考えを関係事業者にしつかりと理解させ、根付かせていくためにも、中小零細企業も含め丁寧に周知を行っていくことが重要です。一般労働条件に関して、労働契約法改正に伴う無期転換ルールについて、事業場には適切に準備していただく必要性から、引き続き周知を徹底しなければなりません。また最近、学生のアルバイトに係るトラブルがマスコミで話題になっていますが、こういった問題を防止するためにも、学

生にはもちろん、広く国民の皆様にも労働基準法の基礎知識を知っていただくための取組も行っています。10月1日から時間額820円に引き上げられた新たな最低賃金額についても、全ての労働者に適用されることも踏まえ、しっかりと周知する必要があります。

労災補償についても、被災された労働者の立場に立って、引き続き、迅速適正な給付を行う必要があります。

愛知労働局としては、このような状況も踏まえて、28年度の行政運営方針を定めることにしています。

具体的な取組内容については、改めてご説明する機会もあるかと思いますが、限られた主体的能力を有効に活用することを通じて、与えられた課題により効果的に対応していきたいと考えています。

貴協会におかれては、引き続きご支援、ご協力をお願いするとともに、各会員企業の皆様にも、ご理解をいただきたいと考えています。

労働者の安全と健康の確保が、企業経営における最重要事項であることは言うまでもありません。皆様にも、是非、積極的にお取組いただき、長時間労働の削減も含めた安全衛生水準の向上、さらには企業の発展につなげていただきたいと切に願うところであります。

最後になりますが、本年が、県下で働いていらっしゃる全ての方々にとって明るく希望に満ちた年となりますように、また貴協会並びに会員企業のご繁栄を心より祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

長時間労働の削減等を 最重点対策として推進

名古屋北労働基準監督署長

鈴木 木章之



新年明けましておめでとうございます。

新年を迎え、会員の皆様にご挨拶を申し上げますとともに、本年が実り多き年であり、本年が祈念申し上げます。

さて、景気は引き続き回復基調にありますが、本年も自律的な回復が一層進み、躍動感溢れる明るい労働環境がさらに整備されることを期待するものであります。

労働分野におきましては、労働者が適法な労働条件の下で安心して安全

かつ健康に働くことができる労働環境を確保するとともに、より多くの人が多様な働き方を選択し、能力が発揮できる環境の整備を図ることが急務となっております。

本年度は、長時間労働の削減及び過重労働による健康障害の防止、死傷災害の減少を図るための労働災害の防止、化学物質による健康障害の防止を最重点対策として位置付けて諸施策を推進しているところですが、昨年

も、長時間労働や賃金不払残業等法定労働条件の履行確保上の問題が顕在化しました。また、労働災害について、死亡災害は前年比で減少はしたものの、休業災害は横ばいで推移し、第12次労働災

害防止推進計画で掲げた「15%以上の減少」目標の達成は極めて厳しく、憂慮すべき状況が続いています。

このように依然として、厳しい状況下において、経済社会の変化に的確に対応しつつ、本年も次の事項をはじめとした各般の施策を積極的に展開してまいり所存でありますので、引き続き、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まず、法定労働条件の履行を確保することは労働基準監督機関の最も重要な使命であり、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。とりわけ、依然として過重労働に係る情報等が多く寄せられて

いる中、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止のための積極的な監督指導の実施を重点に的確な取組を図ることとしております。

次に、労働災害の防止に向け、第12次労働災害防止推進計画に基づき、労働災害が増加している製造業をはじめ、重篤度の高い労働災害の減少のための重点業種対策等に対して、機械設備の本質安全化によるはさまれ・巻き込まれ災害や高所からの墜落転落災害の防止、第三次対策等を引き続き推進してまいります。

化学物質等による健康障害防止対策も喫緊の課題です。設備の密閉化等有害物へのばく露防止、安全データシートを通じて得た危険有害性情報に基づきリスクアセスメントの実施等も十全になされなければなりません。併せて、職場における心

の病、メンタルヘルス不調を理由に休業する労働者が増加傾向にあり、業務による心理的負荷を原因としてうつ病等精神障害を発症したとする労災補償請求も後を絶ちません。昨年12月から施行された「ストレスチェック制度」の履行確保等メンタルヘルス対策の一層の取組も重要な課題となっております。併せて、労働者の健康保持増進対策の推進、さらには、一層迅速適正な労災補償業務の推進等に鋭意努めることとしております。

労働基準行政が直面している課題は多岐にわたっておりますが、それぞれの課題につきまして、本年も全力を傾注し推進してまいり所存でありますので、重ねまして皆様のご理解とご支援をお願いするとともに、貴協会並びに会員の皆様のご多幸とご繁栄を心より祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。